

利用上の注意

1 調査の目的

製造業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

2 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される「指定統計調査」（指定統計第 10 号）です。

3 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 E - 製造業に属する事業所について行います。ただし、国に属する事業所（国有林野事業、印刷事業、造幣事業等）は除きます。

また、平成 20 年は全数調査年次にあたるため、すべての事業所を調査対象としています。

4 調査の期日

平成 20 年 12 月 31 日現在で実施しました。

5 調査の種類

甲調査及び乙調査とし、甲調査は、従業者 30 人以上の事業所について、乙調査は、従業者 29 人以下の事業所について実施しました。

6 調査の方法

知事の任命する工業調査員（本社一括調査については経済産業大臣）が配布する調査票によって実施しました。

7 統計表等に用いた用語

(1) 従業者数 常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計です。

(2) 現金給与総額 平成 20 年 1 年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給等）と、特別に支払われた給与（期末賞与等）及びその他の給与の合計額です。

(3) 原材料使用額等 原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額を含めた総額です。

(4) 製造品出荷額等 平成 20 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等の内国消費税額を含んでいます。

(5) 生産額及び付加価値額等の算式は次のとおりです。

ア．生産額 = 製造品出荷額 + 加工賃出荷額 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額)

イ．付加価値額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末在庫額 - 半製品及び仕掛品年初在庫額) - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額

ウ．粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

8 産業分類の改定について

日本標準産業分類の改定が行われたため、産業分類（業種）別集計では、平成19年の数値を新分類により再集計したものを、参考値として掲載しています。

産業分類の主な改定内容、結果概要の文中における産業分類（業種）の略称については下記のとおりです。

◎産業分類の主な改定内容

旧分類(19年まで)		新分類(20年以降)	
産業中分類番号	産業名称	産業中分類番号	産業名称
09	食料品製造業	09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)	11	繊維工業
12	衣服・その他の繊維製品製造業	12	木材・木製品製造業(家具を除く)
13	木材・木製品製造業(家具を除く)	13	家具・装備品製造業
14	家具・装備品製造業	14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	印刷・同関連業
16	印刷・同関連業	16	化学工業
17	化学工業	17	石油製品・石炭製品製造業
18	石油製品・石炭製品製造業	18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	19	ゴム製品製造業
20	ゴム製品製造業	20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	窯業・土石製品製造業
22	窯業・土石製品製造業	22	鉄鋼業
23	鉄鋼業	23	非鉄金属製造業
24	非鉄金属製造業	24	金属製品製造業
25	金属製品製造業	25	はん用機械器具製造業
26	一般機械器具製造業	26	生産用機械器具製造業
27	電気機械器具製造業	27	業務用機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電子部品・デバイス製造業	29	電気機械器具製造業
30	輸送用機械器具製造業	30	情報通信機械器具製造業
31	精密機械器具製造業	31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業	32	その他の製造業

注: 旧分類11, 12, 13, 14, 15, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32は新分類11, 12, 13, 14, 15, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32と対応する。矢印は「統合」「一部移設」「分割」を示す。

◎産業中分類略称一覧

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料	21 窯業・土石製品製造業	窯業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	はん用
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙	26 生産用機械器具製造業	生産用
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

9 地域別区分（平成 20 年 12 月 31 日現在）

- (1) 北勢地域 四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
- (2) 伊賀地域 名張市、伊賀市
- (3) 中南勢地域 津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
- (4) 伊勢志摩地域 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
- (5) 東紀州地域 尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

10 記号及び注記

- (1) 統計表中の「x」は、2 事業所以下に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。
また、3 事業所以上であっても、1 又は 2 事業所に関する数値が前後の関係から判明する場合には「x」で表しました。
秘匿箇所がある場合は、他の内容を集計した数と総数が一致しない場合があります。
- (2) 各項目の数値は四捨五入しているため、総数が内訳を集計した数と一致しない場合があります。
- (3) この結果の数字は、県において集計した概数であって、経済産業省公表のものと相違することがあります。
- (4) 平成 19 年に事業所の捕捉を行ったため、対象事業所が増加しています。また、製造事業所の活動実態を捉えるために調査項目の追加等が行われました。このため、時系列に不連続が生じますが、製造業の実態を正確に捉えるため、調査により得られた数値をそのまま使用しています。比較の際にはご注意ください。

11 本書の内容についての問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県政策部統計室 農水・商工統計グループ
電話 059-224-2052 FAX 059-224-2046